

## 菊池市飲食事業継続支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市飲食事業継続支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言による不要不急の外出自粛要請や「密閉」「密集」「密接」を避ける呼びかけによる顧客の減少並びに熊本県の休業要請及び時間短縮営業要請により甚大な影響を受け、事業に支障をきたしている飲食店の事業継続を支援することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 この支援金の補助対象者は、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上額が前年同月比で30%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在する飲食業者(創業から起算して1年に満たない事業者については、対象月と対象月を除くそれ以前の毎月の売上額の平均を比較して30%以上減少している飲食業とする。)で、かつ、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)における「大分類M-宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類76飲食業を営む、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業者(以下「事業者」という。)とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業者のうち法人にあっては本店所在地が菊池市であること、個人事業者にあっては代表者住所が菊池市であること。
- (2) 今後も事業を継続して行う意思を有する事業者
- (3) 市税に未納がない者(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているもの等は除く。)
- (4) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する事業者又はこれに類する業種でないこと。

### (支援金の額等)

第4条 支援金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、1事業者につき20万円とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

### (交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、菊池市飲食事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 月別売上表(様式第2号)
- (2) 前年度の確定申告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、支援金の交付を決定し、菊池市飲食事業継続支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、速やかに補助対象者に支援金を交付するものとする。  
(支援金の返還)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。